

大和市告示第198号

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステムを構築し、もって高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域介護・福祉空間整備に係る費用について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「国実施要綱」という。）、平成28年度（平成27年度からの繰越分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成28年6月8日厚生労働省発老0608第1号厚生労働事務次官通知の別紙）及び大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第2条 補助事業は、介護サービス事業者（国実施要綱に規定する介護サービス事業者をいう。）が行う国実施要綱別表2に掲げる介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業とする。

（補助対象費用）

第3条 補助の対象とする費用（以下「補助対象費用」という。）は、国実施要綱別表2に定める対象経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、国実施要綱別表2に規定する交付基準単価又は補助対象費用のうち現に要した額のいずれか少ない方の額とする。ただし、国による法人毎の内示額（平成28年6月7日老発0607第1号「平成28年度（平成27年度補正予算繰越分）地域介護・福祉空間整備推進交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の内示について」に記載された額。追加内示等による金額の増減が生じた場合は、増減後の額）を上限額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて、平成28年11月30日までに市長に申請しなければならない。

(1) 介護ロボット導入計画書

(2) 導入しようとする介護ロボットの製造業者又は販売代理店が作成した見積書の写し

(3) 導入しようとする介護ロボットの製造業者又は販売代理店から提供を受けた有効性及び安全性の検証情報に係る資料

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、規則第5条の規定による審査の上、交付しないときは補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（介護ロボットの製造業者又は販売代理店に対する補助対象経費の支払を終えたときをいう。）から起算して1か月を経過した日又は平成29年3月31日のいずれか早い日までに、規則第10条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に実績報告をしなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類（補助事業を行うために締結した契約に係る契約書の写し及び製造業者又は販売代理店が補助事業者に宛てて発行した領収証書の写しとする。ただし、当該契約書の写しについては、市長が必要と認める場合は提示に替えることができる。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定して、補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（請求及び交付の時期）

第9条 前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者は速やかに市長に請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、第7条第1項又は第2項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

（書類の整備等）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の証拠書類を備え、当該証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

2 前項の場合において、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（介護ロボット使用状況の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度を初年度として3年間、補助事

業により導入した介護ロボットについて、各年度の使用状況を翌年度の４月末日までに国実施要綱第３、（３）、クに規定する介護ロボット使用状況報告書により報告することとする。

（様式）

第１３条 この要綱の規定により使用する様式は、国実施要綱及び規則に定めるほか、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第１４条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第 13 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	補助金不交付決定通知書	第 6 条
第 2 号様式	補助金交付額確定通知書	第 9 条
第 3 号様式	消費税仕入控除税額報告書	第 10 条